

第8章 給水装置工事の申込み及び手続き

8-1 給水装置工事申込受付・審査

1. 給水装置の新設、増設、改造又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】【施行規程第2条】
2. 給水装置の工事の設計審査を受けようとする者は、給水装置工事申請書及び給水装置工事設計書を管理者に提出しなければならない。【条例第7条の2項】【施行規程第4条】
3. 工事の申込者が申込みの内容を変更し、又は工事の取消しをしようとするときは、給水装置工事設計変更申込取消届により遅滞なく管理者に届け出なければならない。【施行規程第2条の2項】
4. 指定工事業者は、【条例第7条第2項】に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る設計書に添付図書を添えて管理者に提出しなければならない。【事業者規程第14条】
5. 管理者は、工事の申込みを受けたときは、この施行基準に基づいて、設計図書等の書類の審査を行う。必要に応じて現地調査等を行う関係上、審査には概ね2週間を要する。
6. 指定工事業者は、この施行基準に基づいて設計し、審査を受け、施工承認後、設計図書に基づき施行すること。【法第25条の4第3項】【施行規則第23条・第36条】
【事業者規程第13条第3項】

[解説]

1. 指定工事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。【条例第7条第2項】
2. 指定工事業者は、提出した給水装置工事申込書兼設計書及び添付書類について、当該給水装置の設計が、構造及び材質基準に適合し、給水量、水質保全、将来の維持管理が容易な構造で、関係法令、条例、規定等に合致しているかの審査を受ける。
3. 給水装置工事申込書の受付場所は、三木市上下水道部の担当課窓口とする。
4. 給水を受けようとする者は、指定工事業者を選定し、指定工事業者に給水装置工事を委任する。【条例第7条】
5. 指定工事業者は、申込みに必要なすべての書類を申込者に説明の上、基本調査及び設計を行い申請書及び設計書を作成する。また、【条例第7条の2項】に規定する設計審

査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図等を添えて管理者に申請しなければならない。【事業者規程第14条】

6. 申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書を提出しなければならない。【条例第5条第2項】【施行規程第3条】
7. 道路工事を伴う場合は、指定工事業者において道路管理者と協議を行い、道路占用等申請の図面を作成し、申込書に合わせて提出する。ただし、県道又は国道において水道引き込み工事を実施する場合は、管理者が道路管理者と協議を行うので、必要となる占用書類を作成し、提出すること。
8. 提出された書類の受付をする時期は、指定工事業者が申込者から正式に委任を受け、申込みに必要なすべての書類が作成され不備が無いこと、かつ、当該工事の現地を調査等により確認した後とする。
9. 設計審査をもって設計承認したものとする。また、前納金納入をもって施工承認とし、工事に着工することができる。

8-2 分担金及び手数料

分担金及び手数料は給水装置の新設又は増径工事申込みの承認の際 発行する納入通知書の納付期間内に納入する。【条例第 35 条・別表 5、条例第 37 条・別表 6】

[解 説]

1. 分担金は、次の表に掲げる額に消費税相当額を加えた額とする。【条例第 35 条】

別表 5

メーターの口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm以上
分担金	30,000 円	80,000 円	150,000 円	250,000 円	450,000 円	1,000,000 円	3,000,000 円	6,000,000 円	管理者が別に定める

2. 手数料の額は下記表のとおりである。【条例第 37 条】

別表 6

(1) 設計審査手数料	・ 口径 13 mm～20 mm 1 件につき	2,000 円
	・ 口径 25 mm～40 mm 1 件につき	4,000 円
	・ 口径 50 mm以上 1 件につき	6,000 円
(2) 工事検査手数料	・ 口径 13 mm～20 mm 1 件につき	3,000 円
	・ 口径 25 mm～40 mm 1 件につき	5,000 円
	・ 口径 50 mm以上 1 件につき	10,000 円
(3) 水道使用中止手数料	・ 1 回につき	1,000 円

3. 給水装置の新設及び増径の工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事の申込者が納入する分担金は、新設（新規）口径に係る分担金と既設口径に係る分担金との差額とする。【条例第 35 条】

4. 既納の分担金は返還しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。【条例第 35 条の 3 項】

8-3 事前協議書を必要とする事項

以下の要綱又は、条例に基づく協議に該当する場合は、市担当課へ事前協議書を提出する。

1. 三木市開発指導要綱第4条による協議
2. 三木市建築行為等指導要綱第4条による協議
3. 三木市環境保全条例第19条に基づく協議
4. 都市計画法第32条に基づく協議
5. 森林法に基づく協議
6. 工場公園協議
7. その他管理者が提出を求めた場合

[解説]

1. 給水装置工事の申込みに先立ち、事前協議が必要な事案は市担当課への事前協議書の提出が必要となる。
2. 必ず事前協議書の責務事項を受け、市担当課に回答書を提出したのち、確認書を受け取ってから給水装置工事の申込みをすること。
3. 上記責務事項のうち、事前に管理者との協議が必要な場合は、協議を行い、指示に従うこと。
4. 事前協議書の提出を行わず事前着工されてしまっている場合には、市担当課が厳正に処理をさせていただくことをあらかじめ申し添えます。
5. その他管理者が特に協議を求める事例は、以下のとおりとする。
 - (1) 既設配水管より分岐して、公道内(国道・県道及び市道等)を縦断する給水装置工事。
 - (2) 申請場所が三木市の行政区域かつ近隣接市町の給水区域から給水する場合。

8-4 給水装置工事の手順

給水装置工事の手順（概要図）は図8-1のとおり

[解説]

1. 給水装置工事は図8-1の手順に沿って進めること。なお、不明な点がある場合は、市担当課に必ず確認を行うこと。

給水装置工事の手順

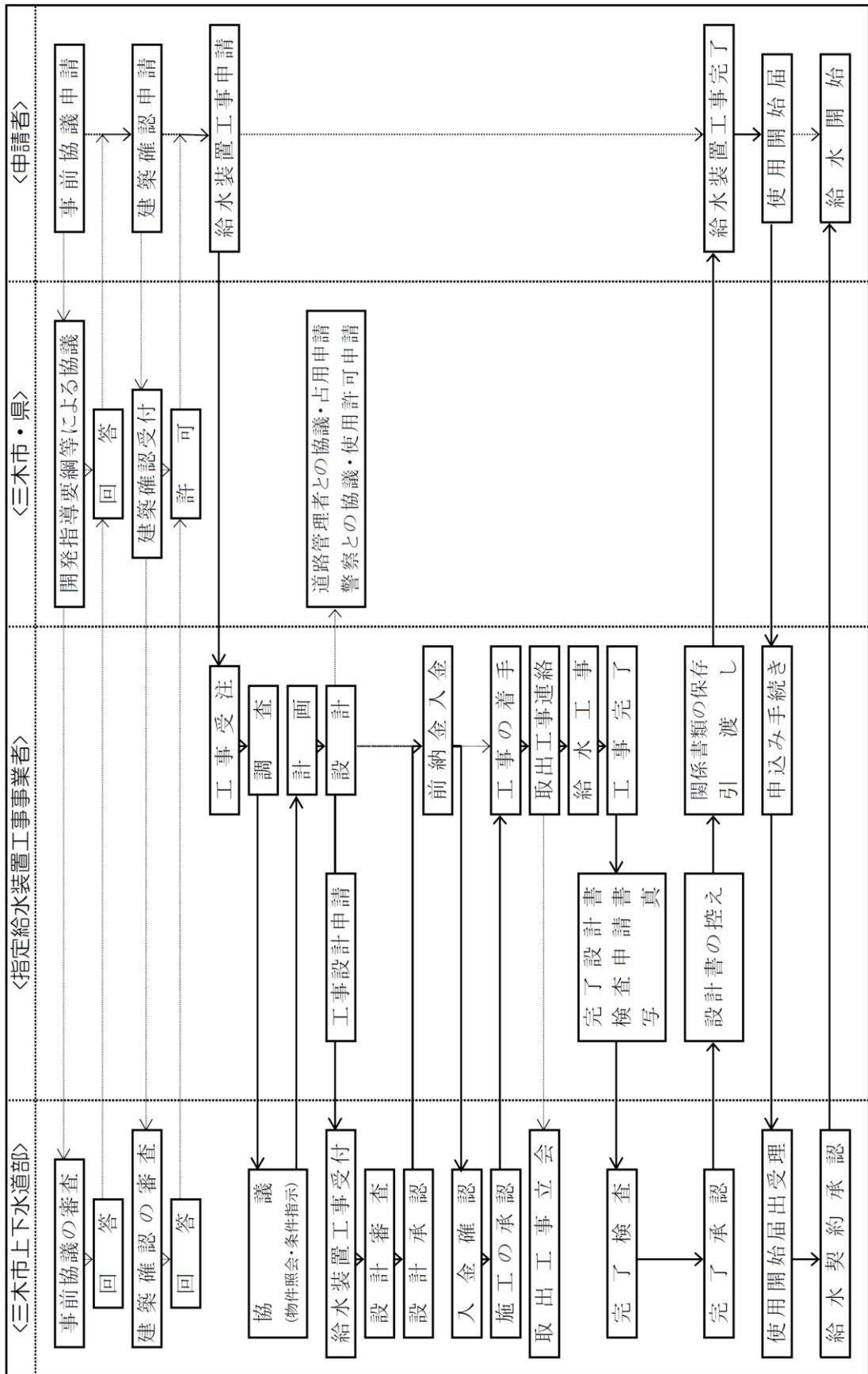


図 8 - 1 給水装置工事の手順 (概要図)

8-5 給水装置工事申請書及び工事設計書の記入方法

1. 給水装置工事申請書及び工事設計書は、規定の用紙・書式に黒色インクを使用して、わかりやすく記入し、印鑑は鮮明に押印し、長期間経過してもこれらが不明瞭になることのないようにすること。※給水装置工事申請書は修正不可（訂正印による修正も不可）
2. 給水装置工事申請書は需要者の給水装置（水道メーター）もしくは給水引込み管ごとに作成すること。
3. 共同住宅又は長屋住宅、店舗や事務所など、複数戸の内部工事の申込みをする場合は、原則として各戸申込書（共用給水装置ごと）を作成すること。
4. 造成地等の取出し工事（メーターを取付けない）の場合は、先行工事依頼書及び誓約書を提出すること。

[解説]

指定工事業者の作成する給水装置工事申込書（図8-2）は、記載例を参考に以下の点に留意して記入する。

1. 申請者
申込年月日・申込者住所・氏名（フリガナ）・電話番号を記入し、押印する。
※氏名には必ず（フリガナ）を付けること。また、法人等の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること（押印は添付書類一式について統一する。）
2. 装置場所
装置場所及び地番は、申込者や建築確認済証等で確認し、正確に記入する。
3. 委任状
他人の所有する土地・建物に給水装置を設置する場合で、申込者と異なる場合のみ記入。
※親子の間柄でも承諾は必要である。
※私道路等の管理者（所有者）が不明の場合は、法務局の登記簿謄本及び公図で確認。
4. 分岐承諾書
他人の所有する給水装置（給水管）より分岐して、給水装置を設置する場合に記名押印。
5. メーター口径
メーター口径を記入する。※既設メーターの場合も記入する。
6. 工事種別
新設・修繕・改造・撤去のいずれかを○で囲む。
7. 道路占用（掘削）をする場合は、8-10（図8-7，図8-8）が必要である。
8. 指定工事業者（指定給水装置工事事業者）
指定工事業者名の記名押印、三木市の指定番号、及び連絡先の電話番号も記入する。
9. 主任技術者（給水装置工事主任技術者）
指定工事業者より選任された、主任技術者の氏名の記名押印と、厚生労働省の交付番号を記入する。
10. 署名の場合はこの限りではない。

地	区	台	帳	親	番	枝	番

記入例

受付番号

-

受付印

給水装置 新設・修繕
改造・撤去 工事申請書

三木市水道事業管理者様

令和元年4月1日

住所 三木市上の丸町10-30

申請者 フリガナ 氏名 水道 さつき

TEL . 0794-82-2010

工 種

装置場所	三木市 福井字鷹尾1950-1		
	指定給水装置工事事業者	給水装置工事主任技術者	
	みき水道設備	交付番号	第 98765 号
		氏名	三木 一郎
委任状	私の所有する給水装置のうち、公道部分の給水管の維持管理を市に委任いたします。 委任者 住所 三木市上の丸町10-30 氏名 水道 さつき		
分岐承諾者	私の所有する給水管より、申請者の給水管を分岐することを承諾します。なお、承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。 住所 給水管所有者 氏名		
既設管使用届	このたび市の給水を受けるについて、私の所有する既設給水施設に接続下さるようお願いいたします。なお、既設給水装置に不備な点があれば、市の指示どおり変更するとともに、一切の維持管理を当方にて行います 住所 氏名		
土地家屋使用承諾	給水装置工事施工のため、私の所有する土地家屋を使用することを承諾します。なお、承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。 所有者 住所 三木市上の丸町10-30 氏名 水道 さつき 土地家屋所在地 三木市 福井字鷹尾1950-1		
摘要			

※修正不可（訂正印による修正も不可）

（原稿 B5版）

図8-2 給水装置工事申請書の記載例

8-6 給水装置工事申請書の添付書類

給水装置工事申請書に添付する書類は表8-1に示す書類のうち必要なものを添付する。

[解説]

1. 表8-1 給水装置工事の申込みに必要な書類

書類の名称	備考
1. 設計書、設計図面等	必須
2. 給水装置工事申請書	必須
・委任状（維持管理）	必須
・承諾書（分岐）	他人の給水装置から分岐する場合
・承諾書（既設管）	既設管（井戸配管等）を使用する場合
・承諾書（土地家屋）	必須
3. 建築確認申請の写し	新築・増築に伴う申請の場合
4. 水道装置使用（開始・中止）届出書	使用者を変更する場合
5. 道路占用（掘削）申請書等	取出し工事が生じる場合
・同意書（里道・水路・町内会等）	担当課に確認すること
6. 誓約書	特別な理由が生じる場合
7. 受水槽式・3階直圧給水書類等	該当する場合
8. その他	管理者が必要とする場合に別途指示する

2. 給水装置工事申込み時に提出する添付書類は、参考資料編 第1章の給水装置工事関係様式集を参照。

8-7 給水装置工事設計書（表面）の作成

給水装置工事設計書（表面）は、維持管理上又は、事務上の基本的な資料であるので、細大漏らさず記入する必要がある。

[解説]

※設計書記入上の留意点は、以下のとおりとする。

1. 審査申込時に規格、口径、設計数量及び製造業者名を記入し、竣工数量等は検査申込までに記入することとする。
2. サドル付分水栓、第一止水栓及びメーターに係る給水器具の規格は「指定品」表記でよい。
3. 製造業者名は正式社名ではなく、以下のような簡略表記でもよい。
 - ・前澤給装工業⇒マエザワ
 - ・前澤化成工業⇒マエザワ
 - ・日の出設備 ⇒ヒノデ
 - ・日邦バルブ ⇒ニッポウ
 - ・栗本商事 ⇒クリモト
4. 口径変更がある場合の前納金は、記入方法が変わるため審査申込時に窓口で確認して記入すること。

8-8 給水装置工事設計書（裏面）の作成

1. 給水装置工事設計書（裏面）は、建築平面図に一定の記号、又は文字を用いて配管位置を正確に図示する。
2. メーター位置は、基準どおりの位置に設置し、わかりやすく記入すること。
3. 水栓（用途）名に通し番号を振り、管種口径、立ち上がり寸法、及び水栓（用途）名を一覧表にまとめること。
4. 水道取出し工事に係る使用材料は、本管分岐部からメーターまでの材料を記入すること。
5. 宅内配管に給水ヘッダーを使用する際は、ヘッダー詳細図を作成すること。
6. 屋外及び宅内の配管を塩ビ管で統一して施工する場合やヘッダーを使用せず施工する場合は、第一止水栓から各給水装置の末端部分までのアイソメ図を作成すること。なお、立ち上がり箇所が多い場合なども同様とする。

[解 説]

※設計図記入上の留意点は下記のとおりとする。

1. 記号は、表8-2～表8-4の記号例を参考とし、分かりやすい表記とすること。
2. 縮尺は、1/100～1/150を基本とし、裏面空欄箇所に入るように作図すること。
3. 筆記は、インク書き又はボールペン書きとする。
4. 記入する色については、次の分別を基本とする。（表8-2参照）
 - (1) 新規又は更新する配管、給水器具及びそれらを表す記号・文字は、赤色で表記する。
 - (2) 既設の更新を伴わない配管、給水器具及びそれらを表す記号・文字は、黒色で表記する。
 - (3) 上水以外に井戸水を使用している場合は、配管・給水器具及びそれらを表す記号・文字は、青色で表記する。
5. 文字は丁寧かつ正確に書くこと。また、ワープロ文字は書体及び文字の大きさを統一する。
6. 単位は長さについてはすべて小数点第1位もしくは第2位までをメートル（m）で表わし、管径についてはすべてミリメートル（mm）で表すこと。
7. 平面図の書き方は、図8-4～図8-6を参照。
8. アイソメ図（立面図）は、30度の傾斜を基本として書く。縮尺については現実の寸法に関係なく判別しやすいように表わすこと。（図8-5，図8-6参照）
9. 平面図は配水管がとおる道路部分（第一止水栓）を下側に書くことを基本とし、それに合わせて方位を記入すること。
10. 位置図（付近見取図）は、主要な目標物や隣家等わかりやすく詳細に書き、申請地はできる限り中央になるように書くこと。また造成地の場合は、区画図面も記入すること。
11. 建物又は、隣接境界線等からの給水管占用位置（寄り・深さ）を記入すること。

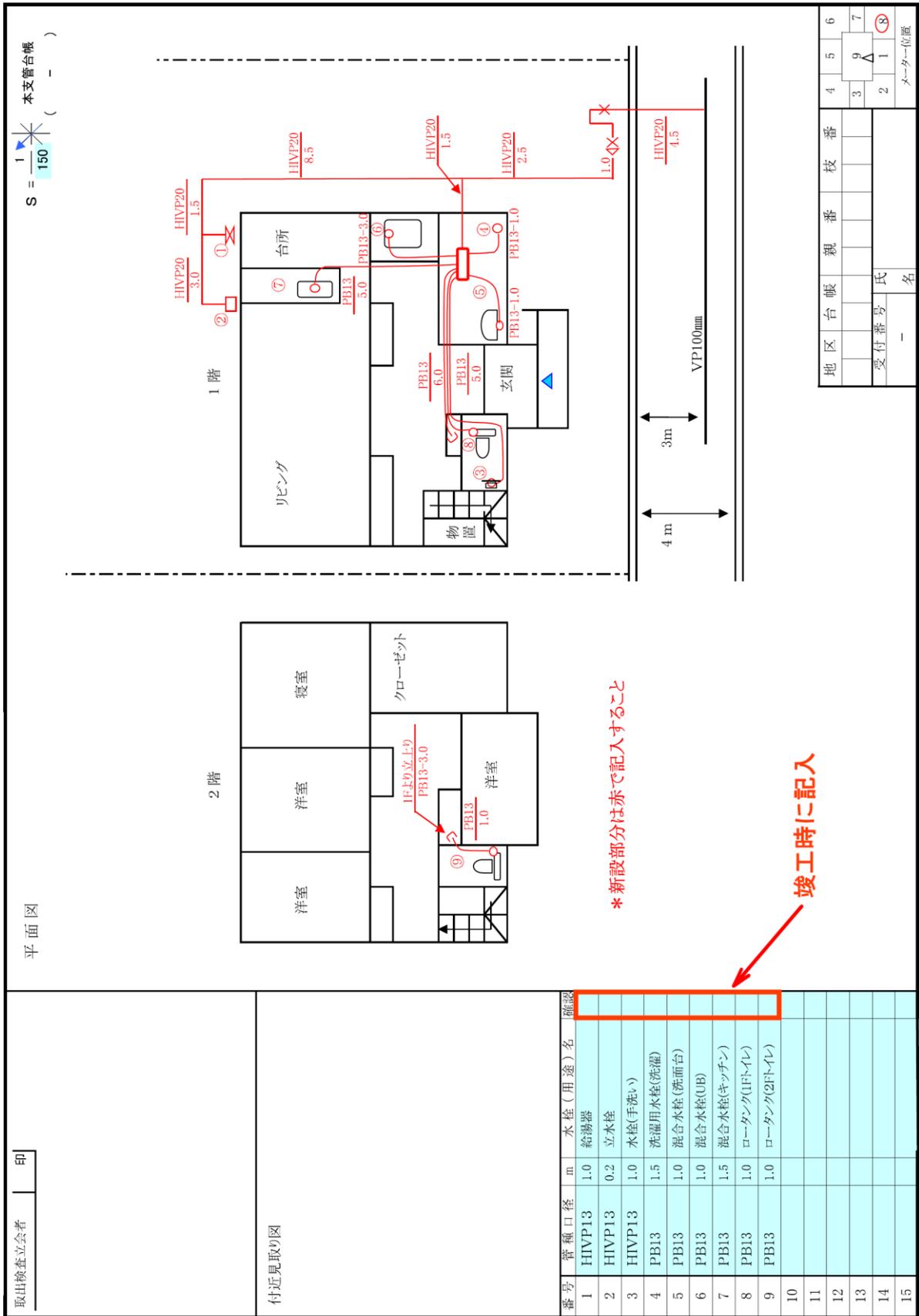


図 8 - 6 給水装置工事設計書の記載例 (裏面)

アイソメ図(立面図)の書き方

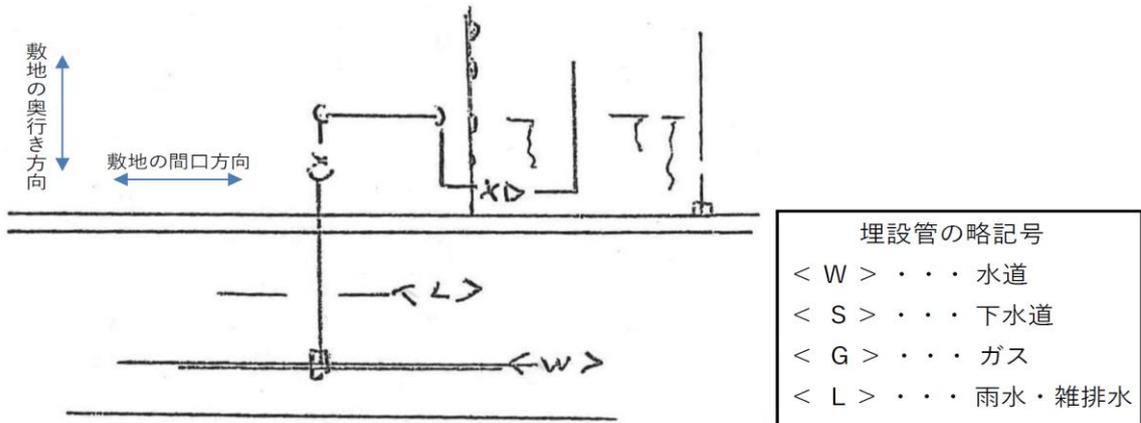
対象範囲

- ・一般物件 給水管取り出し ~ メータ2次側(2m程度の範囲)まで
- ・受水槽物件 給水管取り出し ~ 受水槽の流入口まで
- ・共同住宅(複数メータ)物件等 ... 配水管取り出し ~ メータ2次側(1m程度の範囲)まで
- ・その他(アイソメ図で管理上必要と考えられる物件。)

チェック事項

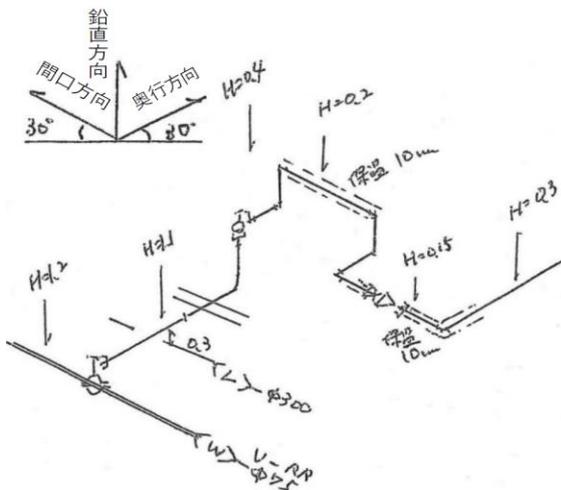
- ・起点は 本管分岐部。本管は左30° 上向きであること。(2重線)
- ・平面図との整合がとれていること。
- ・配管深さの変更があるところで、深さ記入されていること。
- ・配管材料、装置材料名が記入されていること。
- ・配管有効長が記入されていること。
- ・さや管、防凍措置がある場合は、その材料及び寸法が記入されていること。
- ・他埋設物がある場合は、その離隔(管面離隔)が記入されていること。(道路部分)

平面図 (配管の立ち上がり・下がりが記号で記入されていること)



アイソメ図

○ 標準仕様



○ 三木独自仕様

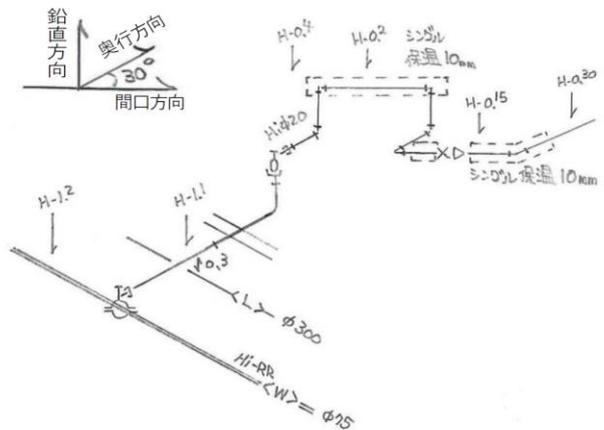
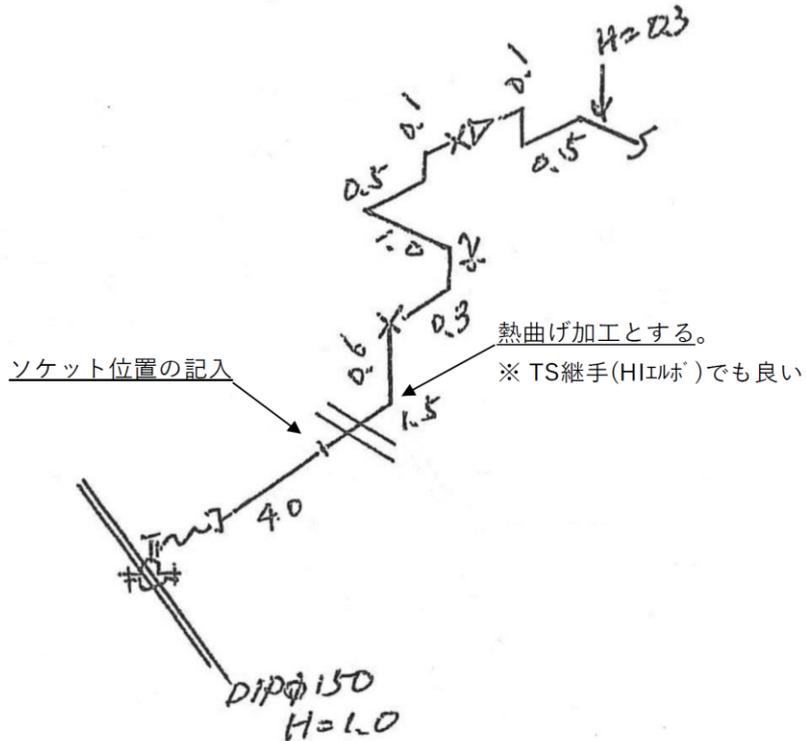


図 8-7 アイソメ図(立面図)の書き方(1/2)

立面図（角度にとられなくてよい）
 一目で配管の経路等がわかればよい。

完了時立面図 → 給水管取り出し～メータ2次側(2m程度)までの間を施工した時完了立面図を作成願います。(紙ベース・手書き・別貼付け OK)

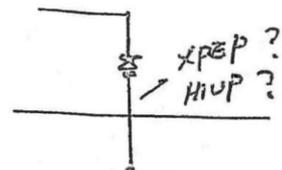


完了時写真 → ○ 水圧検査の写真
 ・メータ1次側を配管した時も忘れずに
 ・ヘッダー方式の場合、メーカーが指示する圧力でも OK
 ・HIVP部分は1.75MPaとする。

完了時平面図 → ○ 別途資料を参考に
 分岐部(径間長)が分かるように記入すること

防凍処理 → ○ 露出部のHIVPはダブル保温
 ・メータ周りなどの浅埋部(30cm以下)にはシングル保温
 ・ヘッダー以降は、メーカーの保証する保温材
 (床下開放部のある付近は要注意)

ヘッダー廻り → ○ ヘッダー1次側の管種がわかる様に記入
 ・管種の変更位置を把握するため



止水栓取替え指示の処理 → ○ 報告書+写真(配管状況のわかるもの)
 ・附带工事(コンクリートはつり等)がある場合は、数量等を記入
 ・平面図・アイソメ図を記入

図8-8 アイソメ図(立面図)の書き方(2/2)

表 8 - 2 給水装置工事に使用する記号例

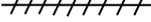
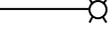
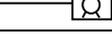
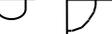
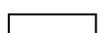
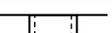
記号	名称	記号	名称
工種別線の表示		給水管の表示	
	配水管 (黒色実線)		制水弁
	新設給水管 (赤色実線)		止水栓
	既設給水管 (黒色実線)		メーター
	撤去給水管 (黒色斜線)		メーター装置
	上水以外の給水管 (青色)		ボールタップ
			給水栓
管類の表示			湯水混合栓
DIP	ダクタイル鋳鉄管		水栓柱
CIP	鋳鉄管		散水栓
ACP	石綿セメント管	【以下参考】	
LP	鉛管		大便器
VP	硬質ポリ塩化ビニル管		手洗器
HIVP	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管		ロータンク
SGP-V	硬質塩化ビニルライニング鋼管		浴槽
PP	ポリエチレン二層管		フラッシュバルブ
XPEP	架橋ポリエチレン管		小便器
PBP	ポリブテン管		洗面器
GP	亜鉛メッキ鋼管		ハイタンク
SSP	ステンレス鋼管		流し
SGP-P	ポリ粉体ライニング鋼管		
CP	銅管		
SGP-HV	耐熱性硬質塩化ビニールライニング鋼管		
STWP	塗覆装鋼管		
PbTW	ライニング鉛管		

表 8-3 給水栓類の符号例（立面図）

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ボールタップ)		その他			

注：ここで、その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓などをいう。

表 8-4 受水槽その他の記号及び符号例

名 称	受 水 槽	高置水槽	ポ ン プ	増圧ポンプ
記号 及び 符号				

8-9 給水開始の申込み

1. 給水開始の申込みをしようとする者は、あらかじめ水道（下水道）装置使用開始届出書（新設）を提出しなければならない。【条例第 14 条】
2. メーターの貸与を受けた者は、当該メーターを使用する期間はその保管責任を負わなければならない。【条例 18 条】

[解 説]

1. 水道（下水道）装置使用開始届出書の様式は、**図 8-7**を参照。
2. 口径変更の場合は、新設メーターの取付と既設メーターの返却を同一日中に行うこと。

コード	氏名	住所	住居表示	扱	集金人	班	種別	用途
C								

処理欄	原票発送	移動原票				検針カード	需要家台帳	メーター台帳	整理簿	受付簿
	月	基本								
	日									

水道装置使用開始届出書
 下水道装置使用中止届出書

次のとおり使用開始(中止)したいのでお届けします。

決裁	担当者	受付者

三木市長 殿

(届出人) 令和 年 月 日

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番

住所
 〒
 氏名 (印)
 TEL

1. 装置場所及び 使用者氏名	三木市 フリガナ 氏名 (印) (TEL)
2. 開始中止年月日	D.新規開栓 E.既設開栓 B.中止 令和 年 月 日 AM PM
3. 料金支払方法	1 口座振替制 2 直接納付制 ※中止の場合は現地精算
4. 転居先	※中止の場合にご記入ください。 TEL
5. 請求書送付先 領収書	※無記入の場合は1に同じ。 〒
6. 旧使用者 未納料金	※未納料金がある場合は開栓できません。 1. 無 2. 有 月分 円 済
7. 所有者承諾印	住所 氏名 (印)

※ 下記事項には記入しないでください。

コード	氏名	住所	住居表示	扱	集金人	班

水道	種別	合	用途	水系	世帯数	受業者	開開栓年月日	口径	回	メーター番号	班	メーター取付年月日	検満年月	桁

位	メーカ	今回指示数	修正水量	使用量
		m ³	m ³	m ³
		前回指示数	前回検針日	日数
		m ³	月 日	日

水道料金を口座振替で支払われている場合は

水道使用量	下水認定水量	下水排出量
m ³	m ³	m ³
下水修正水量	前回検針日	日数
m ³	月 日	日

下水道	下種別	用途	下水開始年月日	下水認定水量

図 8-7 水道(下水道)装置使用開始届出書

8-10 道路占用（掘削）許可申請

給水装置工事申請において、公道等での工事を伴う場合には、図8-8、図8-9に示す許可申請書及び誓約書の提出が必要である。

[解説]

1. 公道とは、国道、県道、市道及び農道を指す。
2. 上記以外の生活道路、里道・水路、私道等についても許可申請書の提出対象とする。
3. 許可申請とは、各関係者へ申請する道路占用又は、一時掘削を指す。
4. 公道等の給水工事に伴い、上記申請が必要な場合、指定工事業者は、事前に道路管理者ほか関係各所と申請方法や許可条件等について協議すること。
5. 市道、農道、生活道路、里道・水路、私道等の申請先は、市担当課となる。里道・水路、私道等は、関係者と協議・調整すること。
6. 国道及び県道の申請は、管理者が取りまとめ道路管理者に申請する。なお、指定工事業者による事前調査で不明な点があった場合は、直接道路管理者等と打合せを行い、その結果を申請書に反映させること。
7. 国道及び県道の申請において、管理者から申請書の修正や追加資料の提出を求められた場合は、指示に従うこと。
8. 管理者は、国道及び県道の占用許可が承認された後、許可申請書の写しを指定工事業者に渡す。
9. 指定工事業者は、所轄警察署に道路使用許可申請書を提出し、承認された申請書の鑑の写しを管理者に提出すること。
10. 指定工事業者は、工事着手届を道路管理者に提出した後、工事着工し、工事完了後は速やかに関係書類（完了届、竣工図面、工事写真等）を管理者及び道路管理者に提出すること。なお、国道及び県道は管理者が取りまとめて提出するため、関係書類は、管理者に提出すること。
11. 完了検査において、工事の手直しや書類の修正等があった場合は、指示に従うこと。

様式第1号の1

道路 **占有**・掘削許可申請書

三木市長 様

申請者 住所 _____
法人にあっては所在地・名称及び代表者氏名 氏名 _____ **印** 印
 氏名 電話 _____

三木市道路占有規則（以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり道路 **占有**・掘削の許可を申請します。

申請区分	新規 ・変更・継続・一時		
占有・掘削の場所	路線名	市道第 _____ 号	線舗装 アスファルト コンクリート・防じん・砂利
	三木市 _____ 町	_____ 丁目	地先
占有・掘削の目的	水道管の埋設 ・修理・検査・その他（		
占有の期間	許可の日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで10年間		
占有物件の数量等	種	寸法（外径）	延長（m）面積（㎡）
	水道用硬質塩化ビニル管	HIVP φ 20(0.026)	3.0 .026×3.0 = 0.08
工事の実施方法	施工業者名 ○○水道設備		TEL 0123-56-7890
	掘削方法 開削 推進	交通制限 片面 通行止 なし	規則第9条第1項及び第11条のとおり
工事の期間	許可の日から _____ 日間	内施工	1 日間 昼 ・夜間工事
道路の復旧方法	規則第9条第2項のとおり		
特記事項	三木市道路占有料徴収条例 第3条 第2号該当		

道路占有・掘削許可書

上記道路占有・掘削許可申請を下記条件を付して許可する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

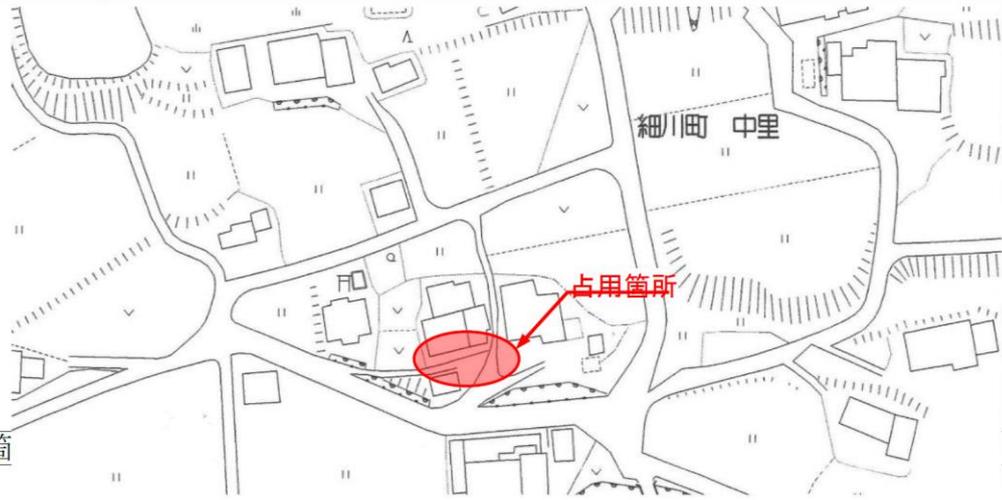
三木市長 印

記

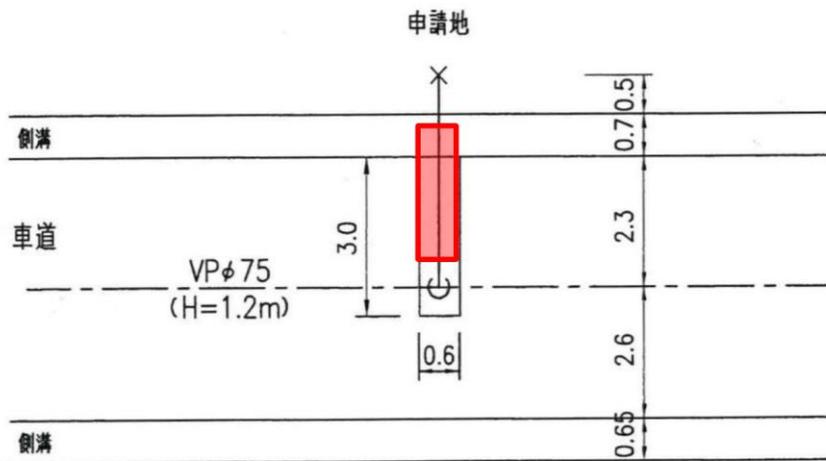
1. 埋戻材料は修正C. B. R. 20%～30%以上の良質の材料（切込砕石、砕石、鉾津、砂利等）とすること。
2. 工事着工前及び完成後には、届出書を提出すること。
3. 工事施工に伴い第三者に損害を生じたときは、申請者において賠償の責を負うこと。
4. 市が行う道路に関する工事により必要があるときは、直ちに申請者の費用で、市の指示するとおり占有物件の改築、移転、除去又は原形に復旧すること。
5. その他

図8-8 道路占有・掘削許可申請書の記載例（A3サイズの左側）

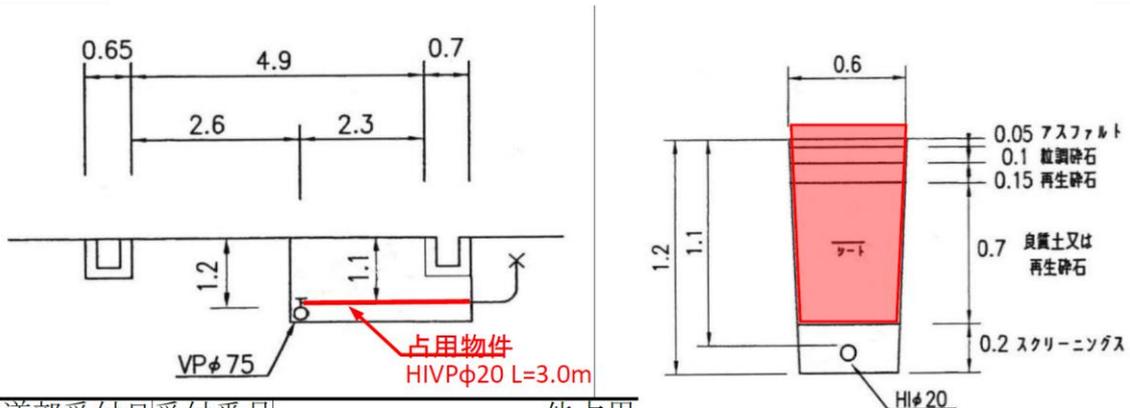
1 占用位置図(縮尺フルー)



2 埋設箇



3 断面図



水道部受付日	受付番号	他占用				
年 月 日	第 号	ガス	電気	NTT	下水	農水等
		有・無・未調査	有・無・未調査	有・無・未調査	有・無・未調査	有・無・未調査

申請部数は3部提出とする (許可書、市道路河川課控、警察署控)

図8-9 道路占用・掘削許可申請書の記載例 (A3サイズの右側)

8-1-1 給水管取り出し工事等の立会

1. 給水管取り出し工事等（立会検査）については上下水道部の窓口において7日前までに予約しなければならない。
2. 給水管取り出し工事等（分岐、撤去）は管理者立ち会いのもと施工すること。

[解説]

1. 「穿孔工事における確認事項」は、本編第6章6-2を参照。